

名古屋市告示第492号

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の換地計画の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第86条第 1項の規定により、名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の換地計画を定めるため、同法第88条第 2項の規定により、次のとおりその換地計画を公衆の縦覧に供します。

令和 6年10月11日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 縦覧の期間
令和 6年12月 2日から同月15日まで
- 2 縦覧の時間
午前 8時45分から午後 5時15分まで
- 3 縦覧の場所
名古屋市東区豊前町 2丁目45番地
名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所